

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十第

行發日一月二十年十正大

論叢

我所得稅と普遍の原則

法學博士 小川郷太郎

植民政策是非

文學博士 原勝郎

朝鮮の三開港場

文學博士 三浦周行

進歩か退歩か

法學博士 財部靜治

農業勞働問題

法學博士 河田嗣郎

時論

米國の排日問題

法學博士 末廣重雄

財産稅案に對する諸種の非難に答ふ

法學博士 神戸正雄

說苑

リッケルトの價値體系

文學博士 米田庄太郎

雜錄

マルクス主義に所謂過渡期

法學博士 河上肇

伯林最近の生活費

法學士 汐見三郎

附錄

本誌第十三卷總目錄

財産税案に對する諸種の非難に答ふ

神 戸 正 雄

(一)

曩きに財經調査會小委員會に於て作成したる直接國稅及地方稅整理案が同會特別委員會に提出さるゝや、該特別委員會にて贊否の兩論が出て、外部にても贊否兩様の意見を見た。そして討議の重點が財産稅に集まり、反對意見は主として財産稅案に最多く現はれた。果して此先き該案が如何に成行くやは、主としては政治家に係る問題であつて、私達の如き學究の徒の關知せざる所であるが、該案の作成に關與したる私としては、其等の反對說の探るに足らざることを辯ずるの責任ありと信するに因りて、敢て茲に之を辯じやうと思ふ。尤も茲には反對說に對する駁論に止める。私の積極的の主張は最近本論叢に公表したる稅制整理の主要問題、純理上より觀たる財産重課理由、所得稅の弱點、租稅に於ける補完作用、等の論文、並に拙著「續租稅研究」中の財産稅關係の論文等にて大體知らるゝ通りなれば、別に之を今重ねて説かない。

(二)

(一) 財産税の本體に對する非難と其辯駁——財産税案に對して非難する者は或は此税の本體に對して非難し、或は案の立て方に對して反對して居る。先づ前者を擧げやう。而も其にも色々な種類の非難があつて、其 strongest のは恐らくは課税技術上の其である。

(A) 課税技術上

(い) 財産特に動産の捕捉難並に評價難、隨つて生ずる不公平——といふことが先づ擧げられる。併し

(1) 此種のことは多くの税に多少免れないことであつて、此税のみに於ける特段な非難ではない。

(2) 又此弊害が格別に財産税に大いといふ程のものではない。此税の競争税たる特別所得税、収益税と比較して特に大いとはいへない。

(a) 動産の捕捉難といふけれども、動産でも今日にては大抵のものが捕捉され得る。有價證券でも無記名株や、公債社債の如きは源泉に行くことにより殆んど凡べて取れるとして、記名株は有價證券中の最重大なるものだが、此も現行の一般所得税にて持主が明かであるから皆な押さへられる。貸金の如きも財産税では債務者側の財産調の結果として捕捉し得る。此などは所得税でも出来ないのが、財産税なるが爲めに出来る。商品の捕捉も一應、義務者の申告に待ち、税

務機關の補正によりて、完全とはいへぬにせよ相當に出来る。一年中營業せず季節的に營業するものもあるが、此等を考慮して一年中の各月末狀態の平均によることとするれば、略ぼ公平に捕捉される。財産税にて此商品に關する捕捉難といふことは多少認めなくてはならぬが、併し更らに考ふると、所詮營業者の課税は収益税から行つても特別所得税から行つても捕捉難なもので、此點に於ける不満足は恕するに足る。眞に捕捉難なのは奢侈的享樂財産例之書畫骨董であるが、此は成るべく人々の申告に基いて課税し、人民の租税道義の漸次完成するを待つべきものである。特に此に至つては所得税や収益税では全く課税されざるもので、財産税あるに因り多少なりとも捕捉されることにて満足するの外ない。

(b) 或は一定時期に於ける財産價格を押さへることとするときは、不動産には登録税の關係があるから起るまいが、動産なれば一時、之を他人特に免税點以下の自然人并に法人の名義に移すことによりて遁脱するものを生じやうが、併し此は財産の前年中に於ける各月末所有狀態の平均に依ることにて防ぐことが出来る。

(c) 評價は困難といへば困難だが、既に相續税登録税等にて若干の經驗もあつて出来ないことではない。税率重ければ之が面倒苦情も多からうが、其の左まで重くない以上は大したことなからう。先づ時價あるものは之に依る。最明かなのは公定相場あるもので此は其によるの外

ない。之なきものは収益を還元した價格によるか、評定委員の定めた價格による、そして評定委員の定めるものは、高きに過ぐるよりは幾分か(一定度にて)低く定めるのが租税事項には穩當と思ふ。

(3) 又財産税について上記の非難を爲す人は更に退いて収益税及特別所得税に於ける類似の缺點を考へて見なくてはならぬ。

(a) 即ち所得税にては、官公吏の俸給こそは漏れなく取れる。有價證券特に公社債利子の如きも大抵される。が既に土地家屋の所得に至ては多少不精確である。株の配當に至ては明かなる其は取れるが、潜みたるものは取れない。一體に、營業、農業、自由職業、民吏、貸金利子所得等是不精確にして遁脱を生ずることが少からぬ。収益税からいつても類似のことがある。

(b) 土地の不勞増價や土地家屋奢侈的享樂動産の享樂價値の如き所得は財産税によりては課せられるが、所得税にては出來ない。収益税でも其一部は出來ない。

(c) 尙ほ見様によりては捕捉とは別な公平不公平の問題であるが、見様によりて給付能力の品質的相違の捕捉とも見らるゝのは、同一所得額にても其に存する確實度の考慮、勞力資本共働の所得に於ける兩元素の關係割合による差等課税である。此からいふと財産税では此品質的の捕捉即ち差等課税も行はるゝが、所得税でも収益税でも此點につき不満足なものがある。

(ろ) 從來我邦に行はれたる類似の税といへば先づ相続税を擧げなければならぬが、此税は一代毎に全財産價格を調ぶるに止まるのであるからまだ簡單の方である。而かも其さへ時に數年を費して尙ほ調へ上げることの出來ない例がある。然るに今財産税を起して此の如き事を年々繰返へすが如きは到底煩に堪えずといふの非難がある。

(1) 併し相続税に於て間々其調査に數年を要したのは、恰かも此調査が年々行はれずして十數年目又は二十餘年目毎に行はるゝが爲めに、常に新しく調べ出さなければならぬといふことに因り、且つは此税が年々取るものでなく隨つて強めて其調査を一年内に片付ける必要のないことにも因るのである。

(2) 之と異り年々調べて年々取る所の財産税では斯く數年間にも調査を延ばすことは許されないし、そして初めには稍面倒な手數をも要しやうが、一たび調べ上げられたる基本調査は其後の年には單に修訂さるゝに止まることゝなるものが多からうから、相続税ほどには煩累ではなく、むしろ後には一層簡單となることを得やう。

(は) 或は財産税の調査の爲めに家庭事情に立入ることゝなりて政府に對する不快反感を招くことゝならざるかとの詰問もある。

(1) 勿論多少其嫌はあるが、爲めに不快反感を生ずるや否やは一は税法施行の方法に係るこ

ことで、成るべく申告を尊重することゝすれば大したことゝもなるまい。又一には義務者の心掛にも係ることであつて、公平なる課税の基礎を得んが爲めに税務當局者が正當の方法にて義務者の經濟の内部に立入るに對して不快反感を懷くといふこと其事もが宜しくない。

(2) 又此事は獨り財産税のみに存することではなく、所得税にも同様であり、一部は収益税にもある。

(1) 財産税には前にいふ如き捕捉難評價難があつて、爲めに官民の間に紛争を生じ、從來、營業税が悪税として不評であつたのに、之に代るに均しく悪税たる財産税を以てすることゝなりはせぬかといふ非難がある。

(1) 併し財産税に對する捕捉難評價難は前にいふ如く大したことではなからうと思ふが、多少は此ありとし隨ふて官民の間に紛争もあるとして、此税に向つて悪税呼ばはり爲す者は恐らくは例に依つて主として營業者仲間からであらうと思ふ。が此營業に於ては如何なる税によることも此種の紛争の避くべからざるもので、収益税からいつても所得税からいつても同様に苦情が斷えないことであらう。

(2) 一體、從來營業税を悪税といふたのが、あまり強き方あるものでもない。

(3) 又恰かも右の非難を爲す論者は特別所得税を以て代えやうといふのであるが、若も直接

税として一般所得税と特別所得税とのみとなれば、特別所得税は一般所得税とは共通の基礎に立つもので、此制度の下に營業者が所得を隱匿することの利益は二重に大となる譯であるから、彼等は相率ゐて利潤を實際よりも小なりと申告し又はむしろ損失と稱して脱税を計ることとなり、而かも營業にては之を裝ふことが易く、之を反證すること比較的難く、斯くて稅務官吏の追求は益々深刻となり、官民の間に非常なる紛争を生じなくてはならぬ。仍はち其結果として從來營業税に向つて惡税呼ばりをしたのが、今度は所得税に向つて惡税呼りをする事となる。補完税たる營業税又は財産税の惡税呼りは尙忍ぶべし。中心税たる所得税の惡税呼ばりに至ては忍ぶことを得ぬ。

(4) は右と關聯して財産税の徵稅費の割合に多大なることも非難せられる。

(1) 此は確かに一の缺點には相違ないが、夫の収益税にても特に地租の如きは、之を公平に近きものとしやうとすれば可なり巨費を要することとなるを思へば多少恕するを得る。

(2) 特に財産税の徵稅費の一部は之によりて材料を供さるべき所得税、相續税、登録税等の費用と見ることが出來、地方税に一の據處を供するだけにては其費用とも見ることが出來、又た國富統計費とも見ることが出來る。

(へ) 今日の日本の稅務官の技能の程度と人民の納稅道義の程度とを以てしては、財産税を行ふ

に適當ならず、此見地に於て財産税は時期尙早也といふ主張がある。

(1) 如何にも我邦の稅務官の技能に不満足なるものあることは事實なるも、又可なり發達したりと認むべきものもある。其技能は益々改良を計るべきも、今日財産税を實施するに堪えずとはいふを得ぬ。財産税の長所を認めなければ則ち止む。其の之を認むる以上は、今に於て實施するも可ではないか。若も稅務官の技能の完成を待つて行ふといふならば、其は百年河清を待つに均しく、税制の改良は遂に期するを得ざることゝならう。

(2) 人民の納稅道義の不満足も之を認むるが、此も教育によりて出来るだけ改善に導く外なく、其如何に拘らず改良すべき制度は制度として益々改良すべきである。若も納稅道義の完成を待つて制度を改良すといはゞ、税制整理は遂に實行すべからずといふことゝならう。

(三)

B) 公正原則上

(イ) 右課稅技術上、動產捕捉難の結果として、負擔が特に不動産偏重とならずやとの非難がある。特に之につきては米國の先例を引いて高調せられる。

(1) 併し米國と日本とは事情が同じでない。第一に彼國では財産税が畢竟、州税即ち日本に
ていへば府縣税の如きものであるから、自然、動產の少からざるものが他州に逃げて捕捉漏れと

なる傾がある。然るに之を日本にて行ふとすれば、全國統一税として行ふので、此種の心配はない。第二には由來、米國では大體稅務行政が放漫であつた。財産税の如きも人民の申告に任せ餘り多く補正しなかつたからしても、動産の捕捉漏を多からしめた。我國で行ふとしては決して此の如くなることはない。第三には彼國では所得税が最近の發達に屬し、財産税は久しき前より所得税の補助なくして發達して來た爲めに右の如き遺漏を多からしめることゝなつた。然るに日本には幸にして所得税が發達して居り、其も最近の改正により有價證券の大宗たる株券の所有主を捕捉することゝもなつたから、財産税にて之を押へることが容易である。此等を綜合して考ふるときは日本にて財産税を行ふとも決して米國の轍を踏むことはない。

(2) 唯だ前にいふ通り、書畫骨董の類だけは兎角漏るゝと思ふが、其は動産の全體上には重大ではない。

(ろ) 右の非難より推して不動産を多く持つ所の農民の負擔偏重とならぬかとの説がある。

(1) 併し不動産負擔偏重説の當らざることば右にいふ如くとして。

(2) 先づ國税のみにつきて見るも、地租營業税の代りに財産税來るとして、農民の負擔が全體上多少は減少するであらう。其故は從來、土地と營業とで負擔したものを家屋、資本、享樂財産にも分擔せしめられることゝなり、其結果、彼等の多く有せずして都會人の割合に多く有する有

價證券、貸金、享樂財産の分擔するだけ其負擔を軽減することゝなるからである。其れに財産税では、地租で考慮されない所の負債の控除も行はれ、農民が都會民より負債せるだけにては均しく負擔の軽減を受け、更らに從來なかつた所の免稅點も出来るから、小農は一層負擔を軽減せられ、畜に全體上、農村の負擔軽減となるのみならず、一層公平な負擔を生ずることゝもなる。

(3) 試みに地租營業税の全收額を被ふべき財産税の稅率を千分三として、農村に於ける新舊の平均的負擔を比較するのに(財産税にては不動産價格に二割對酌を行ふことゝす)

| | 地 租 | 財 産 税 |
|---------|--------|--------|
| 田一反につき | 1,400円 | 1,100円 |
| 畑一反につき | 0,600円 | 0,400円 |
| 田畑各一反の計 | 2,000円 | 1,500円 |
| 宅地一坪につき | 0,000円 | 0,000円 |

其れから更らに模型的事例につき調べた所に依ると、

| | 地租時代 | 財産税時代 |
|-----------|------|-------|
| 所得五千圓の農業者 | 320円 | 300円 |
| 所得一萬圓の農業者 | 600円 | 500円 |

で、此からいふても負擔は減少する。更らに精密ではないが私の概算に依ると、地租時代の農村

の負擔約六千三百萬圓が財産稅時代には五千萬圓許となる勘定である。

(4) 今一つ考ふべきことは、假りに財産稅が不動産偏重となつたにしても、不動産價格の増進の勢が田舎よりは都會に多く、今日こそ農村に於ける負擔が重いにしても、幾許ならずして都會に重くなることである。田舎農村としては之をも考へて見なければならぬ。

(5) 更らに國稅地方稅を通じて見れば、農民は從來の戶數割並に雜多なる雜種稅に代るに、財産稅てふ一層公平なるものを得ることとなり、又財産稅の出来る爲めに、其基礎の上に殘る所の戶數割もが一層公平なるを得ることとなる。農民は決して財産稅に反對してはならない。

(6) 然らば其反對に營業者の負擔が増加するかといふと、此も増加はせぬ。むしろ減少する。試みに商業者の模型的事例に就きて調べると、

| | 地租營業稅時代 | 財産稅時代 |
|----------|---------|-------|
| 所得五千圓の商人 | 19% | 10% |
| 所得一萬圓の商人 | 18% | 10% |

明かに負擔が減少する。尙其他の營業につきて見るも、財産稅なれば純財産價格の千分三にて済むのが、地租營業時代には、地租を納むる外に、營業稅だけでも

製造業

資本千分三

建物賃貸價格千分七十

從業者一人二圓(職工ハ五十錢)

| | | | |
|-------|---------|------------|-----------------|
| 銀行業 | 資本金千分四半 | 建物貸賃價格千分七十 | 從業者一人二圓 |
| 運送業 | 資本金千分五 | | 從業者一人二圓(職工ハ五十錢) |
| 金銭貸付業 | 名本金千分六 | 建物貸賃價格千分七十 | 從業者一人二圓 |

假りに資本を純財産價格と見れば、何れに於ても負擔は大に輕くなる。此以外に地租をも免るゝから一層樂である。

(7) 然らば何處かに負擔の加はる所がなくてはならぬ。其は主としては家屋、資本、享樂動産の持主である。つまり利殖者階級の處にである。純農業者、純營業者は其々の資格にては財産税となる爲めに負擔を増加しないが、彼等が利殖者階級たる資格をもつだけにては負擔が増加する故に財産税に向つて其利益の見地から眞に反對するのは此階級者である。現に財産税反對者は大抵此部の人々で、彼等は名を他に借りて自己の利益を擁護しやうとして居る。農民が困まるとか營業者が困まるとかいふて反對して居るが、其實は自分の利益を保護するのである。眞の農民、眞の營業者は彼等の煽動に乗つてはならない。此等利殖者階級の反對は少しも恐ろしくない。給付能力の見地からいふても此等の能力の特に大なものが從來經課されて居たのが抑々不當である。社會政策上より見ても不當である。今の税制整理に臨みて斷じて此等の者の反對を認容してはならぬ。

(8) 尙又方向を變へて地租營業税の代りに特別所得税として勤勞所得以外の各箇の所得に課

税するのと、財産税とを比較するときは、財産税の下にては、所得税の所得に關する財産の外に、不勞増價所得、享樂所得に關する財産に分擔さるゝだけ、純農業者純營業者の負擔が一層輕きことを得る。地租營業税の外に家屋税資本利子税を新設することに依る収益税と比較しても、財産税の下に於ける方が、純農業者純營業者にとりて一層負擔輕きことを得る。

(は) 或は収益税所得税なれば収益又は所得の存する處に課税するから可であるが、財産税では財産價格の存する以上、収益なきものにも課する。是れ給付能力なき處に課するもので不當也といふの非難を爲すがある。

(1) 併し収益なき財産に課せらるゝ場合といへば、享樂財産不使用中の財産の場合である。

此中に就き不使用財産の如き使用すれば収益を生じ得べきに拘らず使用せざるが如きものは元來課税に保護するに及ばぬ。而して享樂財産に於ける享樂も一の収益であつて、享樂財産並に不使用財産に潛む所の増價も一の収益である。此等には給付能力がないことはない。

(2) 此等のものに於て有形収益なきの故に負擔が幾らか困難といふことはあらうが、併し普通人にては財産税ある以上は、其實在の所得にて拂ひ得る程度に此種財産をもつこととなり、即ち所得と此種財産又はひろく財産との釣合が自ら得らるゝこととなりて、負擔を爲し得ることとなる。

(3) 加之、此財産税あるの故に、財産を出来るだけ使用し、出来るだけ有形収益を生じ得るやう使用することを勧めることゝもなる。

(4) 且つ夫れ所得税にては兎に角、収益税にては土地家屋に就きては、不使用中のもの、所有者自らの享樂用のものにも課税せらるゝことゝなる。

(に) 或は同額の所得金額なれば同一給付能力あるものと見て同額の税を課すべきであるのに、財産税では其財産元本價格の異なるが故に不均等に課せらるゝことゝなるのは不公平であるといふ。

(1) 併し實は其處に財産税の長所がある。即ち所得税であれば、所得が百圓づゝなれば均等に課税する。然るに財産税なれば財産價格如何により不均等にも課することになる。此財産價格には、財産より生ずる有形収益の外、無形の収益(名譽等)や、豫期収益や、確實度などが考慮せられて定まつて居る。此に應じたる課税はむしろ給付能力に順應する所以である。例之、日本銀行株が危険なる小株式會社の株よりも同一配當額にても一層高き値段をもち、隨つて財産税にて一層高き税を負はさるゝのは、此が一層確實なること、他日増資の際に持株の倍加さるゝ見込あること、之を持つことを名譽とすること等の爲めで、此に一層重き課税の行はるゝのはむしろ當然である。

(2) 土地が大體割合に利廻薄く、隨て財産税にて割合に重く課せらるゝのも右と同理由で説明せられる。

(ほ) 或は物價が全國中、地方により異り、特に土地の價格の如き略ぼ同様の收益を生ずるものにして頗る異つた價格をもつる故に此價格に依る税は不公平也といふ。

(1) 併し實は此物價は或度まで全國同一に近づきつゝある。交通、投資の自由なる一國內では、そんなに大なる相違あり得ぬ。其にも拘はらず存する差異は、所得税の場合の所得の購買力の相違と同じて、課税上其を一々斟酌するを得ぬ。精密にいへば所得税にても同一の百圓の所得といつても、東京の如き物價高き處にては軽く、田舎の如く物價低き處では重く課すべきであるが斯かる差等課税は技術上困難である。

(2) 特に土地の價格が地方によりては非常に高いことがある。例之、移民出稼人の多き處の土地價格が收益に比し過高であるが、此は其地方人の土地所有に對する名譽感隨て所有慾の強烈なる爲めで、つまり特別な無形收益の存する爲めと見るを得る。其に對して割合に税が高くなつても已むを得ないし、又財産税が発生することになれば、其地價も自ら相當に抑制せられて、あまり過度に上ばることはなくなり、此點から幾分負擔が調節せられる。

(四)

(C) 財政收入上——財産税収入額の増減動搖することを以て非難せらるゝ。

(い) 如何にも多少其嫌はある。其點に於て夫の地租の如く収入の確實なるものに比して不利といへば不利であるが、併し反面に一國民の財産價格隨て財産税収入は大勢として益々増加の一方にあつて、此點に於て國費増進に應ずるを得る。確に有利である。収入の確實不動よりも一層有利である。

(ろ) 時として收額の減少することもあるが、其は臨機之に處するの途が別にあり、心配無用である。

(は) 且つや一朝有事の際に臨時増率を行ふにも財産税の如き綜合的人税は、各箇的なる収益や特別所得税よりも一層好都合である。

(D) 經濟上——

(い) 財産税は財産元本侵蝕の可能あるの故に反對せられる。

(1) 併し此は前に(B)の(は)にていへる収益なき財産に當るが、此場合とても自ら義務者の他の収益所得により納税せらるゝことゝなること前にいふ如きの故に心配に及ばぬ。或は通例収益を生ずる財産にして偶々無収益又は缺損となりたる場合にも同であるが、此は一部は財産元本價格の減少となりて現はれ、租税宥恕の適用を受くることゝもならうし、然らざるだけにては義務者

にて其の之あるべきことを遠慮して豫め用意すべきである。又斯かることは収益税の中の地租家屋税營業税などにも起ることで、財産税だけの問題ではない。

(2) 又一には財産税が元本侵蝕となるや否やは税率の高さに係ることである。千分の一半とか三とかいふものにて斯かる結果になるといふは全く稀有のことで殆んど問題にならない。

(ろ) 或は又財産税が營業秘密を漏らし、營業信用を破壊することゝならずやといふ説がある。

(1) 成程左ることもあり得るが、併し他面よりいへば此税により營業の眞實の狀態が世に紹介せられて誤解を解き信用を増すこともあり得るし、又眞實は多少不利なる事情の存する場合にも此税により幾分好境を裝ふて信用を維持することも出来るからして、差引き營業にとり格別の不利とはいへない。

(2) 又此を以て缺點と見るとしても、此事は所得税にも存するもので、財産税だけの缺點ではない。

(E) 道義上——虚偽申告を生じ爲めに社會の道義を紊しはせぬかといふ非難がある。

(い) 申告に依る此税に於て、多少此嫌あることは認めらるゝも、慣るゝこと久しきに及べば大して虚偽申告なども行はれないことゝなるであらう。

(ろ) 又此事は獨り財産税のみの缺點ではなくて所得税にもある。収益税の一部にも免れない。

(五)

(二) 稅案の立て方に對する非難と其辯駁——

A) 財産稅の立て方に於て——

(い) 會社法人にも此稅を課しないのが缺點であるといふ。其にも二種の說があつて、第一は法人も株主たる自然人とは別箇の人格者なるの故に相並んで之にも課するのを至當とすといふ說であり、第二は株式會社にては法人にて課稅し株主にて免除しては如何といふ說である。此は數多の箇人につきて課するよりも少數の法人に就き而かも計算明なり易き處にて取るのが一層便利であるのみならず、法人に課する方、株主に課するよりも負擔を感せしむること一層輕しといふの利もあるからである。又箇人にて課すれば無記名株式とし而も無配當とすることに依りて脱稅を計るものを生じ、且つ一時課稅財産調査時期に財産特に動産を法人名義に書換ゆることにて脱稅するものも生ずる。其を防ぐのにも法人課稅を選擇むべしといふのである。

(1) 第一說は理論上相當の根據ある說であるから輕卒に反對するを許さない。けれども原案にも亦相當の根據があるから此争は先づ五分々々である。兎に角立案者は二重課稅を恐れたのである。株式てふ財産を株主の處で課稅した以上は、同物につき法人の處にても課するのは過重となると見たのである。

(2) 第二説に對しては次の如く答へ得る。

(a) 箇人に於ける綜合課税といふことは純財産額を見、負債を控除する爲めに必要であるのと、免稅點を設け之に意義あらしむるにも必要である。更らには國富分配状態を知るのにも有利である。且つ將來累進を行ふにも便である。徵税の面倒といふことは、既に所得税にて株式材料備はること故、左まで問題にならない。負擔の苦痛のことも一應の理由とは認めらるゝが之に問題の決定を左右するだけの力はない。

(b) 脱税のことは法人課税としてもある。例之其法人の財産評價を故らに低下し、又隱匿することは今日までも屢々行はれた所で、財産税の法人課税を行へば一層此が甚しくならう。法人課税必ずしも脱税なしといふを得ぬ。

(c) 其れから箇人課税の場合の脱税も或度までは防ぐことを得る。即ち脱税の意思を以て無記名株而かも無配當とするが如きものは、行政官の認定にて之を課税するの途を開くことを得るし、一時法人名義とするものゝ如きは、各人財産の一年中各月末平均状態に依ることによりて防ぐことが出来る。

(3) 尙ほ負債控除主義と關聯して、人々が財産税の課せられざる法人特に銀行より借入を爲したことを假稱して脱税することゝなる恐ありとも考えらるゝが、此に對しては特別に監督手段

を講ずるの外なく、斯かる手段は又別にある。

(ろ) 比例税にして低き免税點をもつことが、中産階級の負擔を過重とすといふ非難がある。

(1) 此は如何にも理論上同感である。併し今日、地租營業税から財産税に移るとしては、過渡時代の財産税として實際恕すべきであらう。從來地租の全く免税點なかりしこと、地租營業税の共に比例税たりしことを見れば此も亦一階梯といふて良し。且つや議員選舉資格に大變化を生ぜしめないことを得るの點にも一の辯護理由がある。尙又此が財産を小く分割して脱税を計るのを妨ぐの效もある。

(2) 併し一旦財産税を採つて其が相當に慣らされた後には免税點を高め且つ累進と爲すべきものであつて、此時に至つて能く中等階級の負擔を相當輕くするを得るであらう。其れまでは暫らく中産階級には氣の毒であるが、臆がて宥恕するゝことであるから辛抱することを望むの外ない。

(3) 特に此點より非難する人々は収益税論者でなければ特別所得税論者であるが、此二税ともに均しく性質上比例税たるべく免税點も自ら低くなるべく、収益税の一部に至りては免税點さへなきこととなるべきである。其故に此點からいふと、彼等が財産税を非難する資格はない。かかる點より財産税を非難する者はむしろ、収益税や特別所得税の如く永く累進となることの望み

なく低き免稅點をもつべきものよりも、他日一層高き免稅點を持ち累進となり得る資格ある財産税を選擇むのが論理上當然でなければならぬ。

(は)或は財産税が普魯西の如く所得税の五分一位ならば所得税の補完税といふので認めても良いが、日本の如く財産税完成の曉には所得税の二分一にも當るものでは其補完税といへない。過大であるから認められないといふ説を爲す者がある。

(1)併し補完といふことは財産所得を特別重課するの意義のみならず、収入の不足を充たすといふことの意義をも持つことが出来る。今我邦の場合に所得税の五割にも當るものを財産税に充たしたからといふて、此を所得税の補完税といふに於て毫も妨げない。之につき必ずしも普魯西の場合の數字に拘泥するに及ばない。

(2)又實際名を何といはうとも、特別所得税案を採つても収益税案を採つても、所詮均しく財産關係の所得又は収益に於ける特別負擔に過ぎない。論者が五割度の財産税では補完税といへないから不可といふのは、あまりに普魯西の手本に拘泥するものである。

(3)更に進んで能力論より見るのに、財産關係のものが勤勞關係のものよりも一層能力の大きいことの論據は、今日では以前よりも、隨て普魯西の夫の制度採用當時などよりも一層増加して居る。従來は財産關係所得の特別考慮としては(A)勤勞者に於ける特別蓄積準備の必要、(B)財産者

にては財産所得以外に勤勞所得を擧げ得る可能あることなどに於て之を見たが、今日にては(A)財産者の財産其もの及其收益に存する働かずして生活し得る保障、其反面に勤勞所得を擧ぐるに於ての特別の苦痛、勤勞者に於ける特別なる休養營養の必要が高調せられるのみならず(B)財産者の財産其もの及其收益により生活することの安全且つ永續性にも高き値が認められ(C)尙又財産及其收益に於て不勞増價を享け得るの可能(D)財産に伴ふことあるべき名譽地位勢力等も考慮せられ其からいへば財産者が其資格に於て五割大の特別負擔を負ふこと、精密にいへば財産三、勤勞二の割合にて負擔することは斷じて不當ではない。或はもつと財産に大な負擔をさせても良い位である。特に之については他面消費稅の方にて勤勞者の割合に重い負擔を爲しつゝあることをも考へて見なくてはならぬ。富豪の代辨人は切りに財産負擔の過大を説くけれども、私は日本の富豪が斯かる代辨人を持つことをむしろ氣の毒に思つて居る。富豪が時勢の變りつゝあることに大なる眼を開いて見たならば、むしろ彼等自らが進んで相當の負擔を主張する位でなくてはならない。

(六)

(B) 財産稅に附帶又は關聯したる計畫に於いて——

(い) 國に財産稅を設けると同時に、從來の地租營業稅を地方に委讓するの案に對し、

(1) 或は地租は國家と離るべからざる關係にあるもので、地方農民の如きは之によりて愛國

心を養ひつゝあるのに、之を地方税としては彼等の精神上に大變化を來して國家の基礎を危うくすといふの反對がある。

(a) 併し地租が果して歴史的に見て國家と離るべからざるものであつたか何うか。むしろ永い間一の地方税ではなかつたか。

(b) 併し兎も角近く國税となつて居つて其間に此が愛國心と特別の連絡をもつことゝなつたとしても、今之を地方税に移したからといふて、其地方團體は國家と別物ではなく、畢竟國家の延長に過ぎず、いはゞ國家政務の一部を分掌するものに止まるから、地租が國税でなくとも地方税として存する以上は、國民の愛國心は尙此によりて養はるゝ譯ではないか。

(c) 又國民の愛國心は地租を離れても存し得べく、又存せしめなくてはならぬ。教育によりて存せしめなくてはならぬものである。

(d) 若又地租に愛國心と特別の關係ありといふことを強く認むるならば、凡べての人民に土地を持たしめて地租を納めしめなくてはならぬことゝなる。論者は果して土地なき人民にも土地を分配せんとするの計畫をもつや如何。

(e) 實際にも地主のみに愛國心はない。強き愛國心は地租を納めざる人々にも確かに存する。

(f) 如何にも租税特に直接税によりて財政上より國民の國家心を養ふといふことには意義が

ある。併し其は決して地租に限つたことでない。地租に代ふるに財産税を以てするも愛國心を養ふを得る。之によりて一層各方面に之を普及することにもなる。

(2) 營業税を地方に移すについては、此税は國家の官吏によりてこそ課税物件及標準を捕捉し得るが、地方公吏によりては行ひ難い。故に地方に移しては地方にて迷惑也といふ論がある。

(a) 併し國家にて出来る事が地方にて出来ぬといふことはない。地方吏員從來此に慣れずとあれば、國家の吏員を地方に廻すことも出来るし、地方稅務に於て國の稅務と連絡を取ることも出来る。

(b) 又此方は地租よりは地方にとつて多少不利な點があるにしても、租稅體系の上から見て既に國よりして地方に地租を移す以上は、營業税だけを國に残すといふことは出来ない。

(3) 地租營業税に共通のことであるが、之を地方に移すときは、之が分配上不公平とならぬか。即ち地租と營業税との間の割合を地方議會などにて偏傾的に割當てることゝならぬか。地租なれば地租の内にて、營業税なれば營業税の中にも一府縣内の各市町村に割當てるについて公平とならぬか。

(a) 地租と營業税との關係については、法律上にも共通の標準を押へて其に對し各一定の割合ある割合が定められ、両者互に並行して上下増減せしめ、一方のみ偏重することなきやうに

なるであらう。

(b) 而して地租又は營業稅の中には各一定の標準の定めらるゝ以上、大して不公平の分配を爲すことゝなるまいと思ふが、尙ほ萬一之を爲すことあるも知れずといふ心配に對しては國家の相當なる監督の之に及ぶことによりて應ずるを得る。

(4) 或は地租營業稅が地方稅として良しといふならば之を改良して國稅に保存して置き、地方としては之に附加稅を課せしめたら其れで簡單ではないか。若し又地租營業稅が國稅としては惡しといふならば、其れ程惡いものが何うして地方稅として獎められるであらうかといふ人がある。

(a) 論者は租稅により國稅と地方稅とに各適否あることを無視し、租稅を凡べて一樣に取扱はんとするものである。然るに私は國稅と地方稅とは多少性質の異なるものがあつて、各箇の租稅が或は國稅に適し、或は地方稅に適することありと考ふるもので、根本的に見解の相違があるから、何時まで争ふても仕方がないが。

(b) 併し論者の注意を乞ひたきことは、附加稅の缺點についてである。論者の如く地方稅を凡べて國稅の附加稅に依ることゝするときは、地方にて事情の變化に應じて課稅標準を修訂することが一層困難であり、收入が自動的に増加することも難く、國稅に避くべからざる不公平

點を増長するといふこともある。

(c) として吾人が財産税は國家に、地租營業税は地方にといふのは、財産税は本來人税として純能力原則に依り各人に屬する全能力(但し財産關係の)に應じて課するので其が恰も國税に適し又國税となつて初めて能く完全に行はれ得るのに、地租營業税は家屋税と共に直接物税として、各物に就き地方的に分別して課税することが出來、又特に其物の地方の發達及施設により受くる利益の關係を加味考慮して地方税として課するに適切なるに因るのである。

(ろ) 或は財産税其ものは可なるも、之を地租營業税の地方委譲と結付けたるが無理である。財産税は元來、主として社會政策上の必要から作るべきもの故、之より得たる収入を以て、各税中、社會政策上不良と認めらるゝ貧民税、例之通行税、醬油税、石油税、木綿織物税の如きを廢止し、地租營業税の委譲の爲めには別に特別所得税を起すべしといふ論がある。併し

(1) 財産税に於て論者の如く社會政策上の見地を過重視するは採るべきでない。純財政上の見地も重要視して可であり、隨ふて必ずしも之より得たる収入を社會政策的税制整理資源と爲すにも及ばない。地租營業税の委譲の資に充つること理論上毫も妨げない。

(2) 又論者の案によれば直接國税は一般所得税、財産税、特別所得税となり、而かも消費税整理費を擔ふこととなりたるだけ直接税が過重負擔となる。此の如きもの實に理想としては可

あるが、實行は頗る困難ではないか。

(は)或は地租營業稅の地方委讓並に財産稅の新設を認むるも、前者の半額委讓を以て不徹底也として非難するものがある。

(1)此は如何にも其通りである。理想からいへば其通りであるが、實行上としては止むを得ぬ。財産稅といふ如き新しき稅を一時に高率にて初むることは實行上甚だ難い。脱稅を多からしめ、又萬一收入豫定に達せざる時にも困難が大い。之を先づ半額委讓程度にて行ひ、慣れたる處で率を引上げ又は實行の曉甘く行けば率を倍增しなくとも少しだけの引上にて全額委讓が行ひ得ることもあらうし、其方が實行上容易である。夫の脱稅の弊も少く、收入も一層確實である。

(2)或は此際一度に思ひ切つて地租營業稅の全額委讓を行ひ、財産稅は之を夫の半率に止め、財産稅完成の時までの間、各府縣をして國家に向つて分擔金を納付せしむるといふことも一案である。併し其には各府縣の分擔標準に公平なるものゝ得難き缺點がある。全額委讓當時の各府縣に於ける地租營業稅收額を標準とすれば、其後の各府縣に於ける發達度の相違に順應しないことになる。其後の年々に於ける各府縣の地租營業稅收額に依るとすれば、各地方にて此稅と其他の收入との割合の異なるが爲めに不公平なる分配となる恐がある。或は此等の場合に租稅收額の代りに各課稅標準例之、土地の賃貸價格營業の賣上金高に依ることも出来るが、然るときは各府縣に

て此等のものを多少低く見積る恐もあり、土地の賃貸價格と營業の收入額との性質上の相違の爲め之を對等に考慮することの出來ざること、各府縣に於ける土地と營業との割合の一樣ならざることなどもが之を標準とすることを困難ならしめる。

(二) 地租營業税の半額委讓が不徹底たるのみならず、爲めに財産税の新設さるゝだけ税制を復雜とし、税制整理でなくて税制不整理であるといふ非難がある。

(1) 如何にも其不徹底なることは認めなくてはならぬが、前にもいふ如く財産税でふ新しき税を行ふとすれば實行上の圓滿の爲めには止むを得ない。其不徹底も他日徹底したものを行ふ準備又は過渡的處置としては恕すべきである。

(2) 如何にも國税だけでは過渡時代に財産税の生じたゞけ複雑になるが、地方税の方で數多の小税の整理が行はれ得るから、全體を通じて見れば矢張り整理であつて、税數も減少することを得る。

(三) 整理案には財産税收入の豫定に達しない場合の準備を缺く。即ち收入が所要額（地租營業税の全額又は半額）に充たない場合に、之に達するまで税率を高むるを得ることとするか、又は當初所要額を確かに生じ得るほど高き率を定め、實施後所要額以上の收入を得たときは減率するとかといふことの規定を何せ附せないかといふ詰問がある。

(1) 如何にも大事を取れば論者のいふ如くしなければならぬ。併し其は大事の取り過ぎであ

る。又は餘りに收入のみを見て人民の負擔を顧みない考方である。新税を起すとして収入ばかりを見るのは不親切である。矢張り負擔し易き税率を考ふるといふことも肝要であつて、此見地から夫の規定を缺いたといふて、さう大した缺點とはいへない。特に論者の第一案はまだ恕すべしとして、第二案に至ては收入に大事を取り過ぎて、或は不要となるべきものを人民より取るといふことにもなるので、此は財政上最避くべきことの一である。

(2) 又一税を新設するとき必ず論者のいふ如く爲すべきものであるか何うか。其はむしろ普通には行はないことである。其も大なる收入の齟齬を生ずる恐ある場合ならば兎に角であるが、例之、地租營業税收額の全部を充たす程度の場合ならば兎に角だが、其半額度のものを新税に依るのには、前にいふ如き規定はなくとも可ではないか。萬一不足を生じたとしても、十五億の大世帯で之が始末が出来兼ねるといふことはあるまい。其位のことには當局者に一任して可と思ふ。

(七)

要之、財産税案の反對説には色々あるが、大抵辯駁し得る。勿論財産税とて決して完全無缺ではない。其は併し財産税だけでなく、凡べての税に共通である。そして此財産税には缺點はあつても長所も多々あつて、税制としては之を利用し、其弱點は他税にて補完せしめたら良い。反對論者には實際、特別所得税を一般所得税に結合しやうといふ論者が多いが、其はつまり男二人で家庭を作れといふ論である。私等の考は男と女と相寄つて家庭を作れといふのである。